

- ① 行事名(希望する日時・曜日・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
- ⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
- ⑦ 返信先(往復はがきの場合)

障がいのある方の就職・結婚・身の上相談

随時受け付けています。

会場 身体障害者福祉センター

(西区二十四軒2の6)。

対象 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方。

申込 事前に☞。手帳のほか履歴書、写真2枚、印鑑が必要。

申込先・詳細 身体障害者福祉協会 ☎(64) 8853

敬老手帳をお渡しします

市内にお住まいの65歳以上の方にお渡ししています。

敬老優待乗車証を利用して

いる方は、乗車証利用時に敬老手帳の携帯が必要となりますので、まだお持ちでない方は、健康保険証など年齢を確認できるものを持参し、区役所の保健福祉サービス課へ。

【詳細】区役所(1階)の保健福祉サービス課

地域福祉振興助成金の交付

地域福祉活動を行うボランティア団体などへ助成金を交付します。助成要件など詳しくは、申請書をご覧ください。

申込 5月16日(月)から区役所の保健福祉サービス課、市民活動サポートセンター(1階)などで配布する申込書を、6月15日(水)(消印有効)までに送付。助成要件に基づき審査の上で決定。

母子寡婦福祉センター

ホームヘルパー2級講習会

期間 6月27日(月)～9月28日(水)の月・水・金曜。全23回。

対象 母子家庭の母と寡婦(かつて母子家庭の母だった方)で未受講者30人。

費用 6千円。

申込 5月17日(火)、18日(水)に区役所の保健福祉サービス課か母子寡婦福祉センター(社会福祉総合センター内/1階)へ直接。(抽選)

【詳細】母子寡婦福祉センター ☎(631) 3270 区役所(1階)の保健福祉サービス課

在宅福祉サービス協会

協力員登録説明会

高齢の方、障がいのある方などへの家事援助や子育て援助などを行う協力員(有償ボランティア)登録のための説明会。活動への謝礼は1時間700円程度(交通費実費支給)。

日時 5月30日(月)午前9時30分～正午。

会場・定員 在宅福祉サービス協会(中央区北1西9リンクエー1ジプラザ内)。80人。

費用 千100円(来年3月までの分。登録者のみ当日納入)。

申込 5月20日(金)から☞。(先着)

申込先・詳細 在宅福祉サービス協会 ☎(272) 4440

車いすを使用する方のため

の健診



車いすを長時間使用することに伴う床ずれ、骨の変形、排尿障がいなどを予防するための健康診断です。

期間 5月6日(金)～8月31日(水)。

対象 身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の在宅の方で、日常生活において車いすを使用している方。

申込 区役所の保健福祉サービス課で配布中の申込書を提出。

【詳細】区役所(1階)の保健福祉サービス課

税金

軽自動車税の納税通知書をお送りします

4月1日現在で原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、オートバイなどを所有または使用している方に、5月中旬、平成17年度軽自動車税の納税通知書をお送りします。5月31日(火)までに金融機関か郵便局で納めてください。

【詳細】区役所(1階)の課税課

17年度(16年分)の市・道民税証明書(所得証明)の交付

5月17日(火)から区役所、市役所2階税の証明窓口で交付します。運転免許証など本人確認のできるものをお持ちください。なお、普通徴収の方は、6月9日(木)までは、所得額のみ証明となります。

5月31日(火)は、軽自動車税の納期限です。

固定資産税・都市計画税
(第1期分:5月2日(月)納期限)
の納付はお済みでしょうか。
市税は納期限までに納めてください。

【詳細】区役所(1階)の課税課

■納税はお済みですか

5月は滞納整理強化月間で、5月17日(火)から区役所、市役所2階税の証明窓口で交付します。運転免許証など本人確認のできるものをお持ちください。なお、普通徴収の方は、6月9日(木)までは、所得額のみ証明となります。

【詳細】区役所(1階)の課税課

■市税の納付は口座振替(自動払い込み)で!

市・道民税(普通徴収分)の納付には、安心・確実な口座振替(自動払い込み)をご利用ください。現在、平成17年度第1期分からの新たな申し込みを受け付けています。5月31日(火)までに預貯金通帳とその届出印をお持ちの上、口座のある金融機関か郵便局でお申し込みください。なお、金融機関にある申込書の「納税通知書番号」欄には、平成17年1月1日現在の住所の区名を記入してください。

す。市税に未納がある方は、至急納付してください。早期に納付できない事情のある方は、お住まいの区の区役所納税課へ必ず相談してください。

納付や相談がない場合は、給与などの財産差し押さえを実施し、滞納市税の解消を強力に推進していきます。

【詳細】区役所(1階)の納税課

■配偶者特別控除の一部廃止

平成17年度の個人の市・道民税から、配偶者の合計所得金額38万円(給与所得者の場合は収入金額が103万円)以下の方(配偶者が控除対象配偶者の方)について、配偶者特別控除が廃止されます。

【詳細】税制課 ☎(211) 2282

■市税条例が改正されました

△個人市民税▽

①65歳以上の方(前年の合計所得金額が125万円を超える方を除く)に対する非課税措置を平成18年度分の個人市民税から段階的に廃止します(平成17年1月1日において65歳に達していた方の税額を、18年度分は3分の1、19年度分は3分の2、20年度分からは全額とする経過措置を講じます)。

②生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の廃止に伴い、次の方に対して課する均等割の額から千500円を減額する措置を平成17年度分の個人市民税から廃止します。⑦均等割